

精神障がい者相談員の法制化を求める意見書

民間の障がい者相談員制度のうち、身体障がい者相談員制度については昭和42年に身体障害者福祉法に規定が設けられ、また、知的障がい者相談員制度については昭和43年に知的障害者福祉法に規定が設けられたが、精神障がいについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に相談員に関する規定が設けられていない。

精神障がいに関する相談については、現在、精神保健福祉センターや保健所の精神保健福祉相談員が対応していることに加え、精神医療や精神保健福祉等の専門知識が必要であることなどから、同じ体験を持つ精神障がい者本人及び家族では対応は難しいという判断のもと、規定されていないものと考えられる。

しかしながら、精神障がいに関する相談は、障がい者相談の中でも困難事例が多いといわれており、同じ体験を持つ精神障がい者本人及び家族だからこそ、誰よりも深く悩みを共感し、当事者の視点に立った助言ができるという効果が期待される場所である。

よって、国においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を改正し、精神障がい者相談員制度を法律化するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年9月29日

栃木県日光市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて